



これからの公民館施設を 考える「地域懇談会」

郡山市教育委員会事務局 教育総務部生涯学習課
2024（令和6）年6月28日～9月3日

1. 「郡山市公共施設等総合計画管理計画・個別計画」について (2016(平成28)年～2018(平成30)年策定)

【当時の背景】

少子高齢化と急激な人口減少 ⇔ 公共施設の老朽化 ⇔ 公共施設更新費用に今後30年間で1,071億円不足

↓ ↓ ↓
利用者の安全を確保しつつ、施設数を適正な数にし、将来の時代を担う子供たちに優良な財産を引き継ぐため

2016(平成28)年3月策定 郡山市公共施設等整備総合管理計画の基本方針・目標

- 安全確保（危険性が確認された施設への措置、耐震化など）
- 施設の**長寿命化**（必要な施設は長く使う）⇒施設更新費用を減らす
- 施設の**最適化**（維持管理コストを減らす、施設数を減らす）⇒施設更新費用を減らす

2018(平成30)年3月策定 郡山市公共施設等整備総合管理計画「個別計画」 (集会施設:公民館)

【個別計画の評価】

種別	館数	評価	検討の方向性
地区館	14館	集約化・複合化	本施設又は近隣施設の改修・建替時期に合わせ、他施設との複合化又は統合・移転を検討する。
地域館	26館		
分館 (集会所併設・ 他部局所管除く)	28館	民間活用（地域への譲渡を含む） ※河内分館(河内ふれあいセンター)のみ集約化・複合化	本施設又は近隣施設の改修・建替時期に合わせ、本施設の利用状況を精査しつつ、施設のあり方を検討の上、他施設との複合化又は統合・移転を検討する。
分室	7室		
体育館	3館	多機能化	施設のあり方を見直しつつ、本施設の改修・建替時期に合わせ、他施設への機能移転又は機能の統合を検討する。

2. 施設の最適化とは

長寿命化

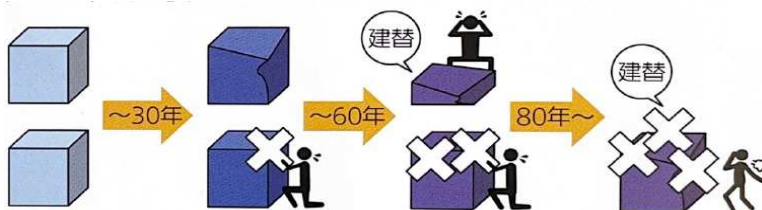
必要な施設は、大切に長く使います。

長寿命化とは

施設が壊れてから直すのではなく、点検診断等の結果をもとに早めに手を打つことで、なるべく施設を長持ちさせます。計画的な修繕や改修で、もともと60年以内で建替え時期を迎える施設も80年以上使うことができます。

【なにもしない】

【長寿命化】



●全て解体後同規模の建物に「改築」⇔「長寿命化」した場合

長寿命化の場合：建設廃棄物排出量 ▲約56%
二酸化炭素排出量 ▲約84%
工期 ▲約74%
人工数(作業に要する人員数) ▲約63%

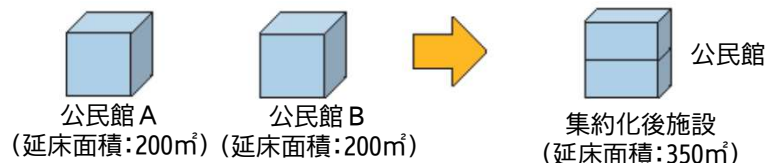
➡「環境に配慮した取り組み」「コストダウン」に
(出典：文部科学省「学校施設長寿命化改修の手引」)

総量縮減

施設の全体量やコストを縮減します。

集約化とは

利用状況や将来の見通し、周辺施設の設置状況等を踏まえ、複数の同じ種類の施設を統合し、一体の施設として整備すること。施設の面積の縮減と、将来の更新費用や運営費を抑制することができます。



複合化とは

複数の異なる種類の施設を1つの建物の中に入居させ、これらの施設の機能を有した施設を整備すること。サービスを維持したまま、施設の面積の縮減を図ることができます。



多機能化とは

新しいサービスが必要になったり、利用者の少ない施設を廃止するときに、そのサービスや施設の機能を他の既存施設に持たせることで、施設の面積を増やさずに、サービスの向上・維持を図ることができます。



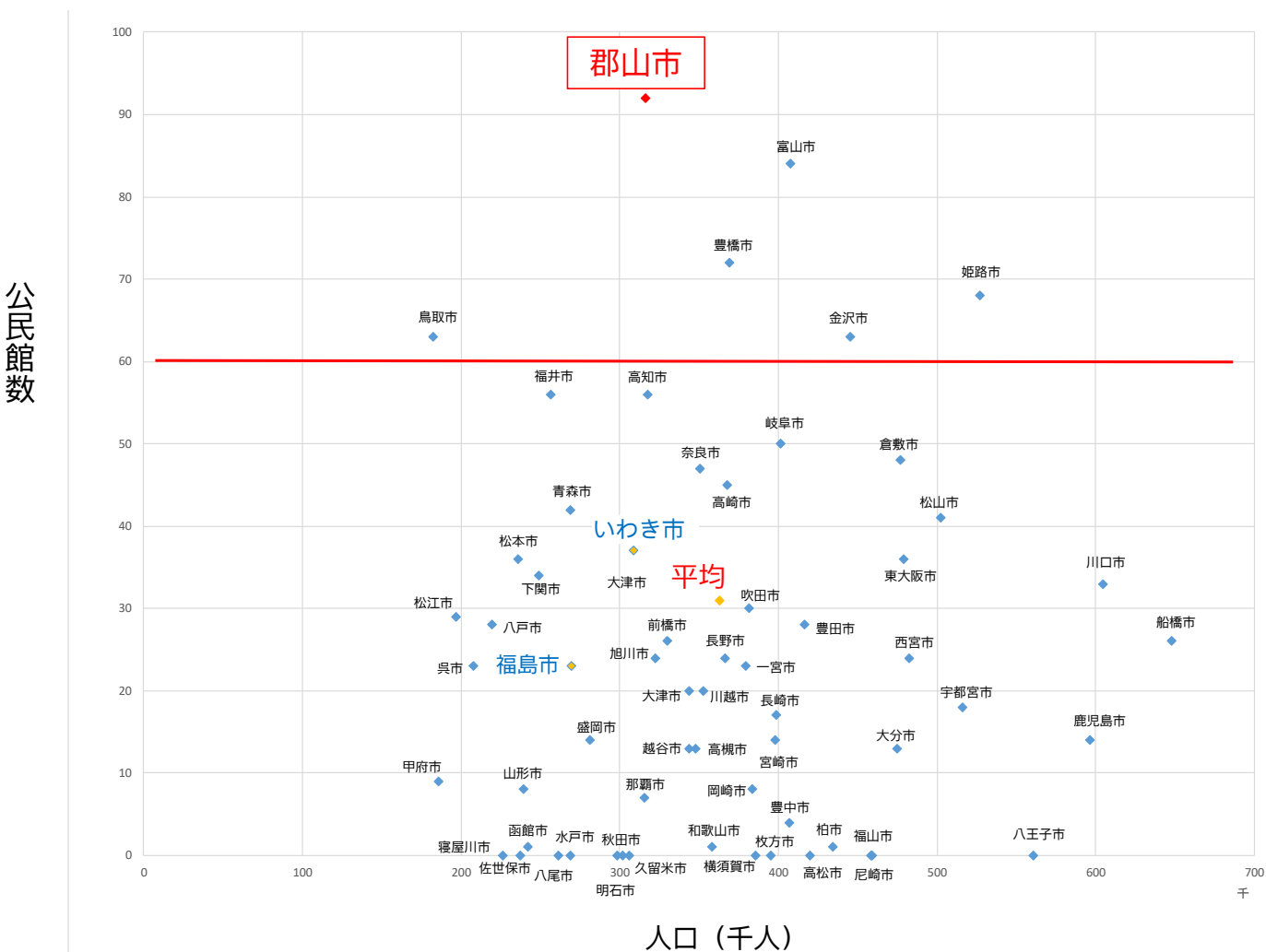
この他「最適化」には「用途変更」「廃止」も含まれます。

3. 中核市の状況

公民館と人口の相関図

◆中核市62市中、60館超の公民館（赤ライン）を設置している中核市は6市。郡山市は全国1位。全国平均は31館。
県内中核市：福島市 22館（本館16館、分館6館）、いわき市 37館（基幹公民館6館、地区館31館）

公民館数と人口の相関図（令和5年度(2024年2月)中核市市長会 都市要覧より抽出）



2024(令和6).3.31現在

中核市	面積	人口
郡山市	11位	40位
福島市	9位	47位
いわき市	2位	42位
1位	富山市	船橋市

※本市は「7分室、3体育館を除いた92館」で報告

4. 郡山市立公民館の状況

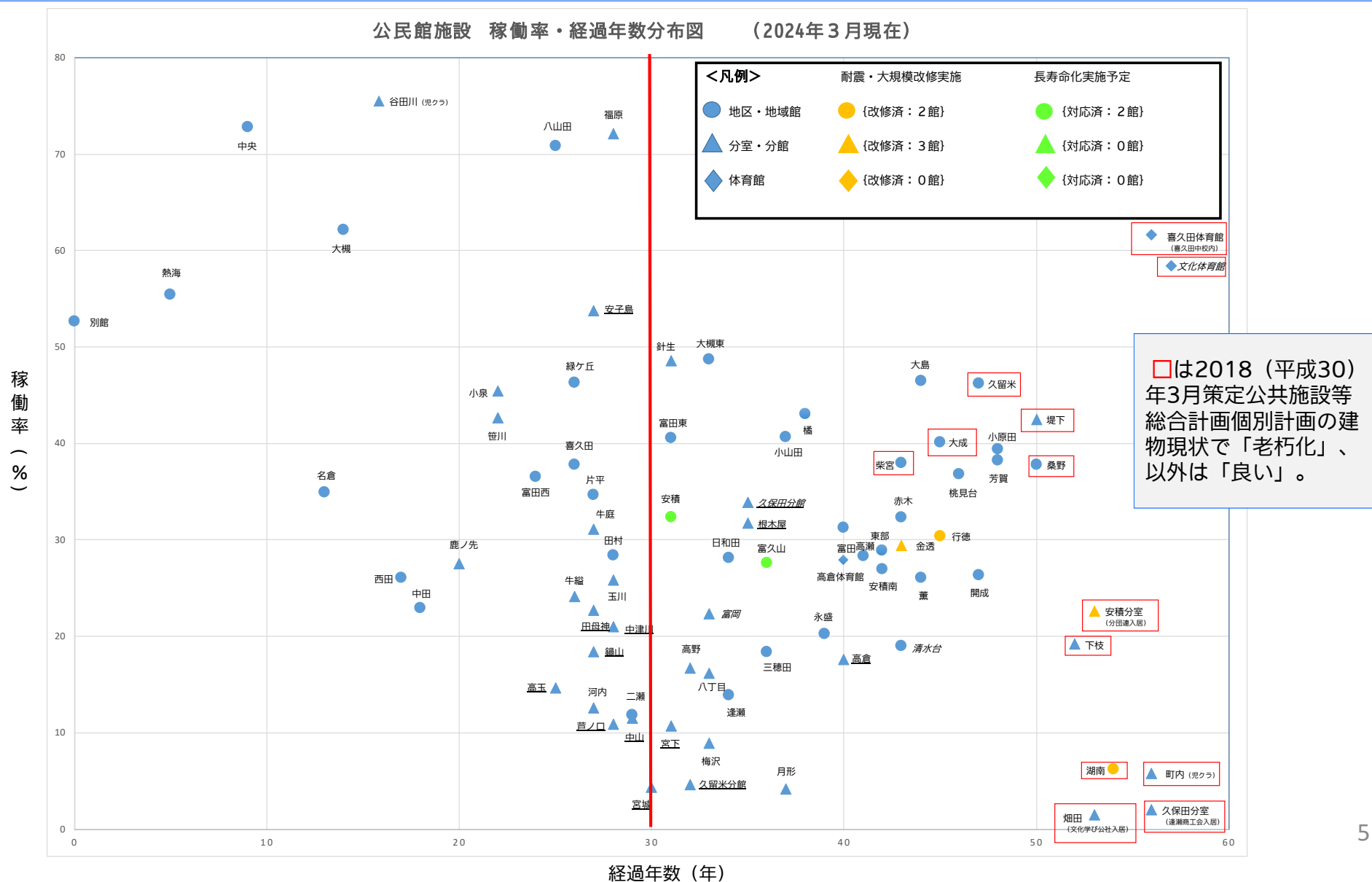
◆公民館種別ごとの概要（中央公民館除く102館）

種別	館数	延床面積(m ²) 設置根拠	構造 ・鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造・軽量鉄骨造 ・木造	稼働率 (おおよそ)	耐震	指定避難所
地区館	14館	概ね1,500 行政センター管内に 設置	鉄筋コンクリート造 鉄骨造・軽量鉄骨造 (湖南)	比較的高い (30～50%)	全施設対応	全施設指定
地域館	26館	概ね750 小学校区に設置	鉄筋コンクリート造 鉄骨造・軽量鉄骨造	比較的高い (30～50%)	全施設対応	全施設指定
分館 分室 別館	59館 ・分館28館 ・分室7室 ・別館1館 ・集会所併設19館 ・他部局所管4館	概ね100～200 分館：必要に応じ設置 分室：不明	木 造 鉄筋コンクリート造 (富久山別館、下枝)	20%前後 別館50～55%	一部対応 28館/59館	一部指定 12館/59館
体育館	3館	喜久田 931.97 日和田文化 924.59 日和田高倉 672.73 (高倉分館併設)	鉄筋コンクリート造 (日和田文化) 鉄骨造・軽量鉄骨造	いずれも高い (30～60%)	対応済(高倉) 未対応(喜久田・文化)	全施設 未指定

4. 郡山市立公民館の状況

公民館施設 稼働率・経過年数分布図 80施設（集会所併設及び他所属管理施設を除く）2024(令和6)年3月現在

◆表の中心線（赤ライン）が経過年数30年であり、30年を経過した施設は50館、約52%。

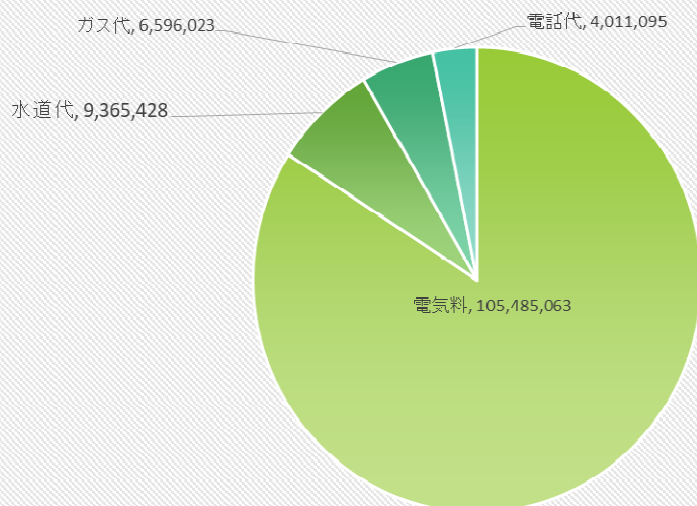


4. 郡山市立公民館の状況

地区・地域館の費用（維持管理費）

◆維持管理費として年間約1億2,547万円、月額約1千50万円、日額約34万円支出（分館分室比5.6倍）。
施設修繕費は含まれていない。
1館当たりの平均年額は約306万円。

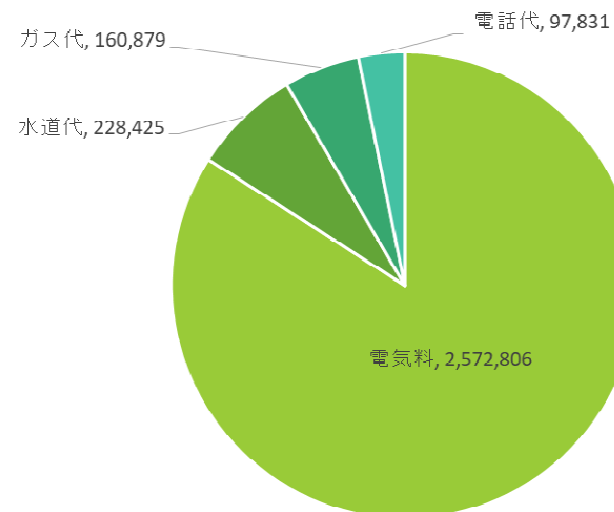
令和4（2022）年度 地区・地域館費用内訳（全体）



維持管理費用（施設修繕費は除く）

年額 約1億2,547万円
月額 約1千50万円
日額 約34万円

令和4（2022）年度 地区・地域館費用内訳（1館あたり平均）



1館あたり平均
年額 約306万円

4. 郡山市立公民館の状況

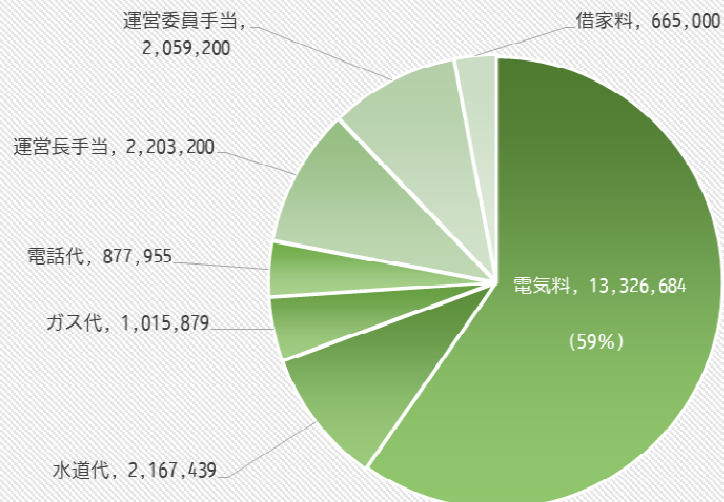
分館・分室の費用（維持管理費）

◆維持管理費として年間約2,300万円、月額約190万円、日額約6万2千円支出。施設修繕費は含まれていない。

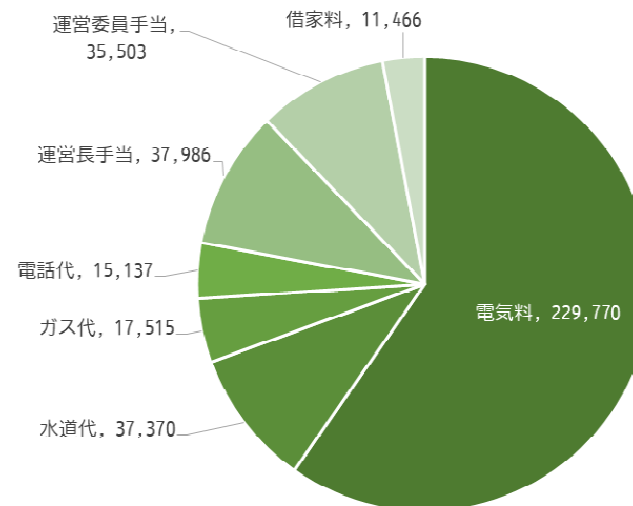
費用の約78%を占める光熱水費（電気・水道・ガス・電話代）のうち基本料金は、施設利用がなくても支出が必要。
1館当たりの平均年額は約39万円。

◆年間費用が多い分館・分室は、日中職員が常駐しており、他部局所管の事業等を行っているところがある。

令和4(2022)年度 分館・分室費用内訳(全体)



令和4(2022)年度分館・分室費用内訳(1館あたり平均)



維持管理費（施設修繕費は除く）

年額 約2,300万円
月額 約190万円
日額 約6万2千円

1館あたり平均
年額 約39万円

4. 郡山市立公民館の状況

公民館全体の費用（施設修繕費等）

- ◆公民館施設に要する施設修繕費等（施設工事費、施設修繕費）は、**5年間で約3倍**。
2020年度以降は2020（令和元）年台風19号、2021（令和4年）年3月地震の影響、最近では資材高騰、人件費増等がある。
- ◆大規模修繕費用は「起債」（借金）⇒ **子ども・孫・ひ孫たちの負担に**

維持補修費の推移（事業別財務諸表より抽出）

※集会所及び他所属管理施設を除く79施設



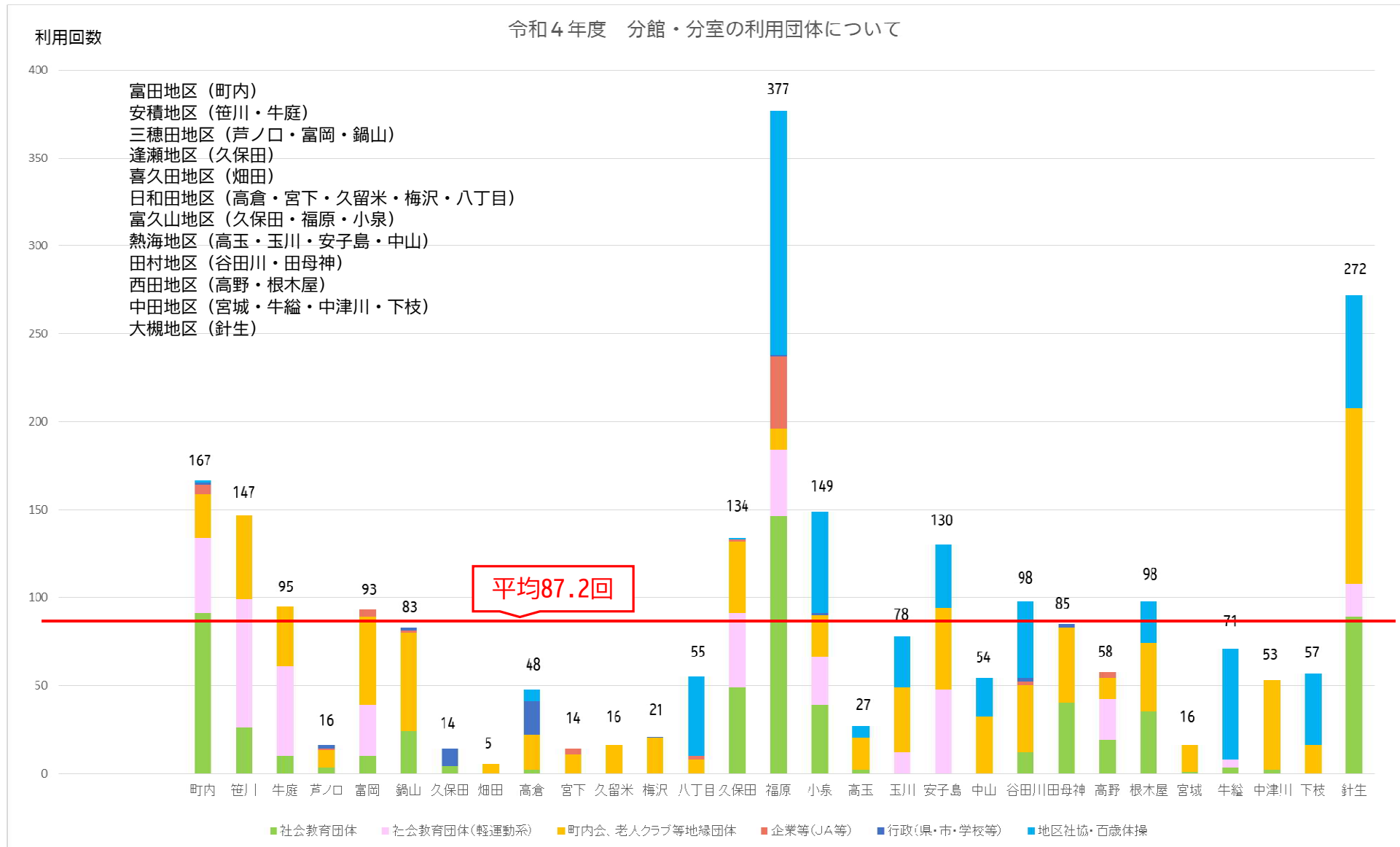
施設修繕費等 年度別合計

令和3(2021)年度	約1億3,501万円
令和2(2020)年度	約1億3,060万円
令和元(2019)年度	約3,599万円
平成30(2018)年度	約4,104万円
平成29(2017)年度	約3,248万円
平成28(2016)年度	約4,590万円

4. 郡山市立公民館の状況

分館・分室の状況（利用団体内訳）（集会所併設及び他部局使用施設等除く29館）

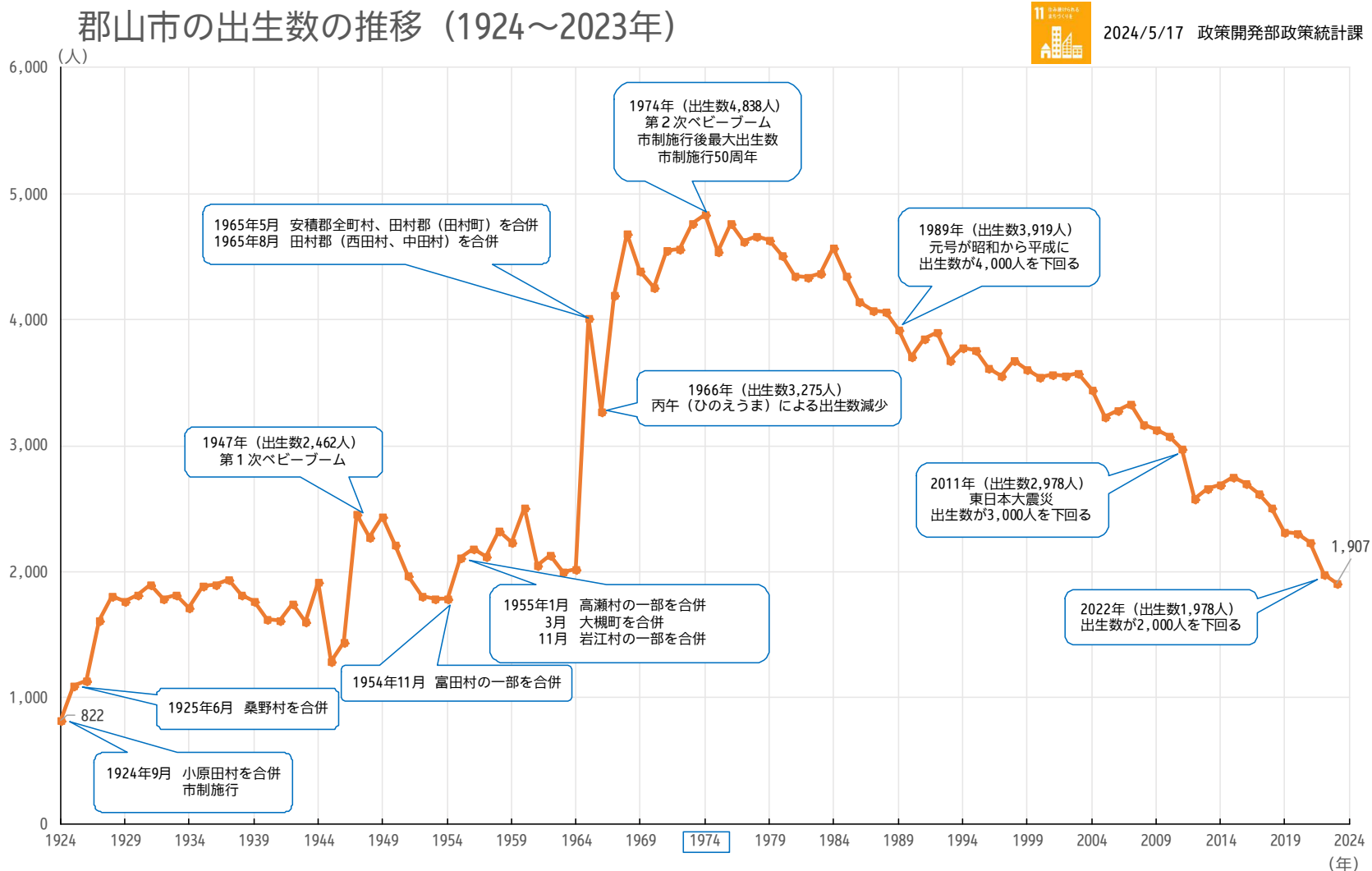
◆地域によっては、社会教育団体（黄緑・桃）より町内会等の地縁団体（黄）・百歳体操（水色）等の利用が多い。



5. 郡山市立公民館を取り巻く状況

郡山市の出生数の推移

◆出生数は、1989(平成元)年度には4,000人を下回り、2022(令和4)年度には初めて2,000人を下回った。



郡山市の出生数は、市制施行50周年の1974(昭和49)年をピークに減少している。

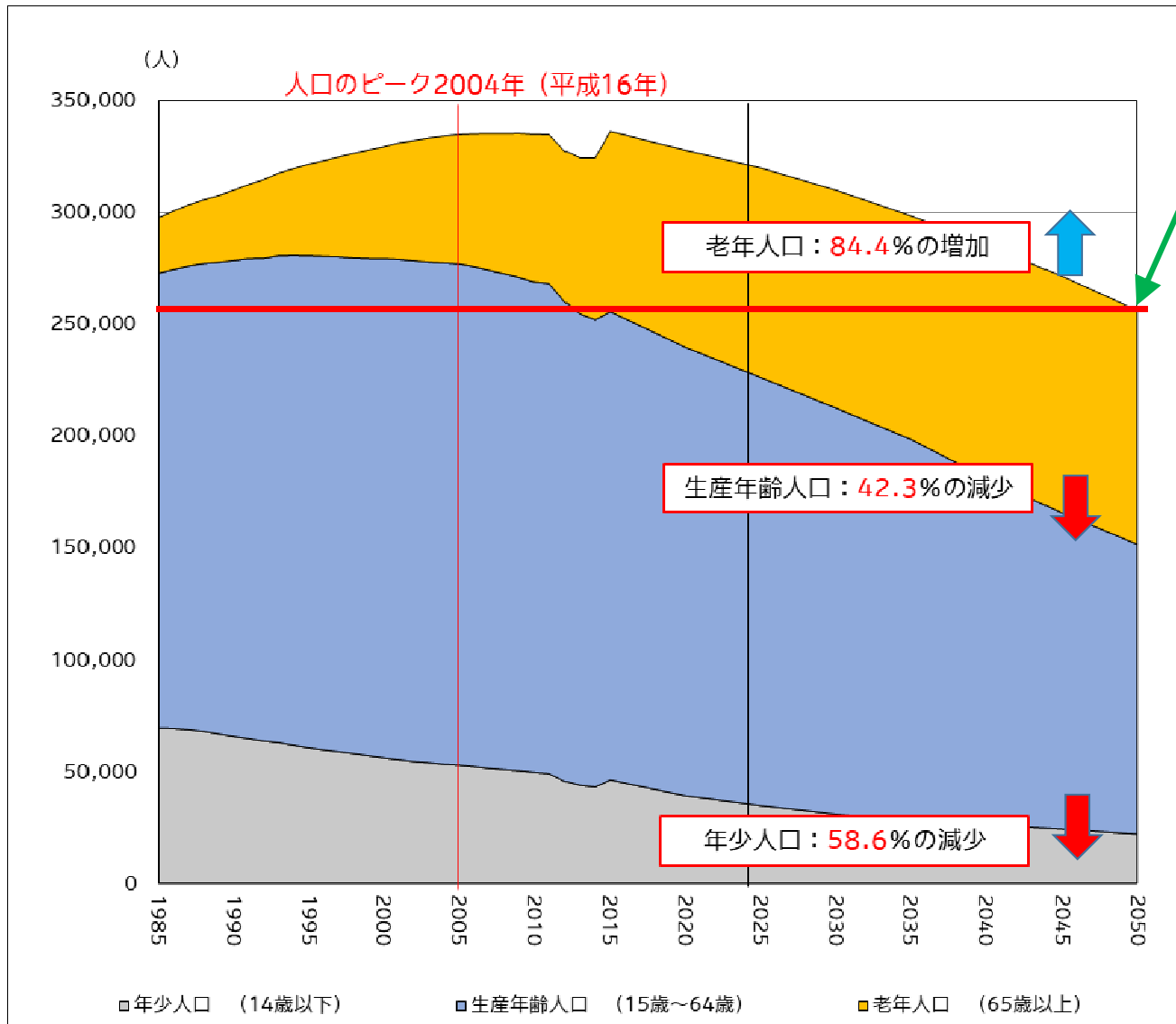
※出典ごとの集計方法が異なるため、単純に比較ができないことに留意が必要。

出典：郡山市統計書
人口動態統計(e-Stat)
郡山市統計一斑

5. 郡山市立公民館を取り巻く状況

郡山市の人口推移・推計

郡山市の人口推移・推計（国立社会保障・人口問題研究所2023年12月公表）



本市人口は
2050（令和32）年に約25万人
（約24.5%減少）の見込。
1970～1975（昭和45～50）年の
人口に戻る。

生産年齢人口（労働の中核を
担う15～64歳）及び
年少人口（14歳以下）が
著しく減少

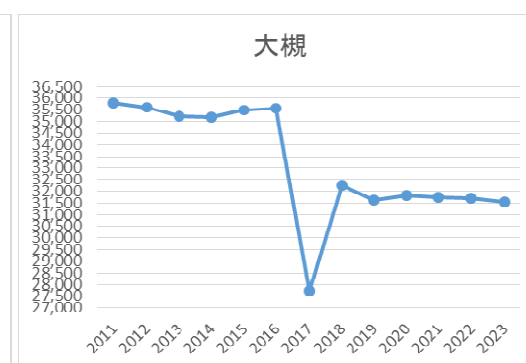
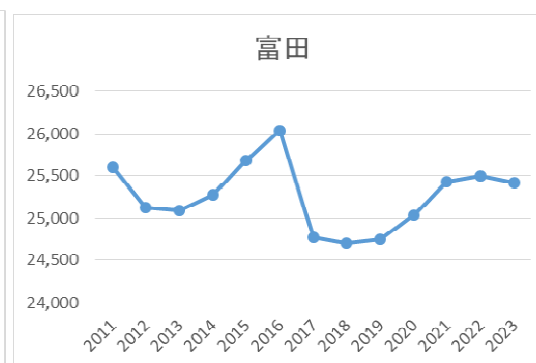
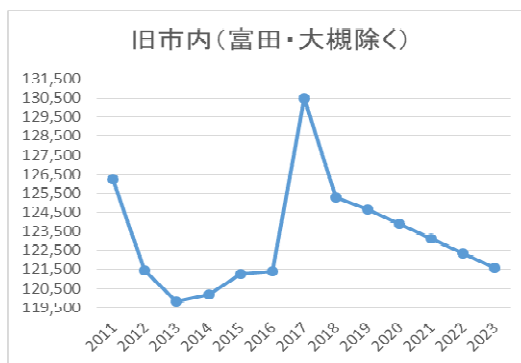
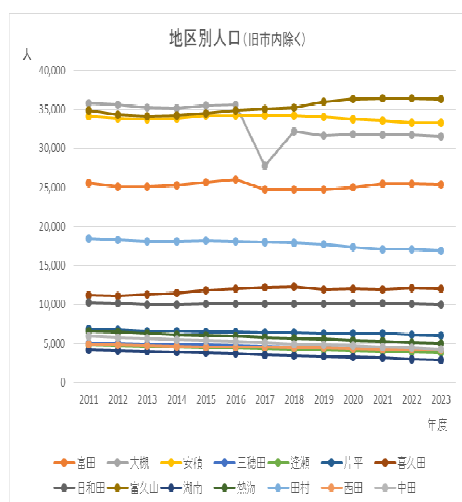
総務省「我が国における総人
口の長期的推移」によれば
「今後100年間で100年前（明
治時代後半）の水準に戻って
いく。極めて急激な減少。」

◆著しい人口減少 ⇒ 施設更新には想定以上の大きな財政負担が生じると見込まれる。

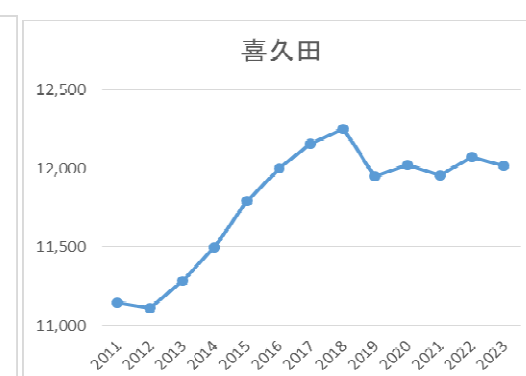
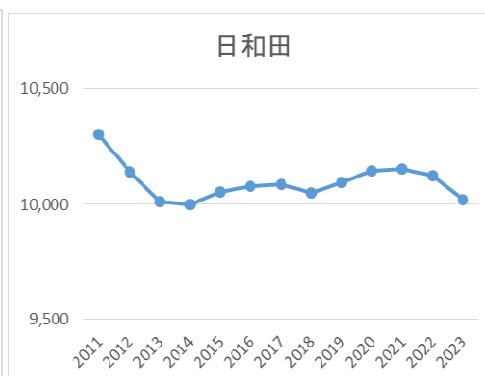
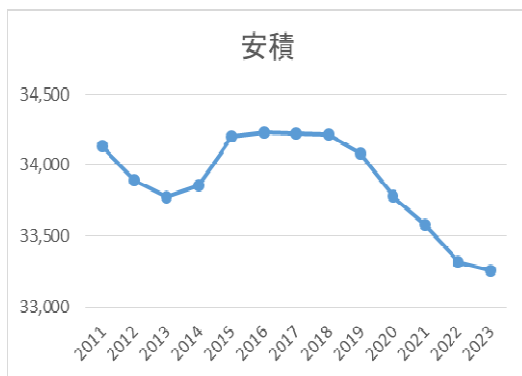
5. 郡山市立公民館を取り巻く状況

【参考】町字別地区別人口推移（「DX戦略課発行：住民基本台帳に基づく町（字）別人口、各年1月1日現在」から作成）

- ◆「地区別人口」（左上）に関連して「地区別人口の推移」（縦軸「人」、横軸「年度」）。
- ◆地区人口規模が15,000人以上は旧市内・富田・大槻・安積・富久山・田村。
- ◆2011～2023年度までの状況では、**富久山・喜久田は増加傾向にあったが、2023年度には減少へ。**
1 2 ページ掲載の他地区は横ばいもしくは減少傾向。



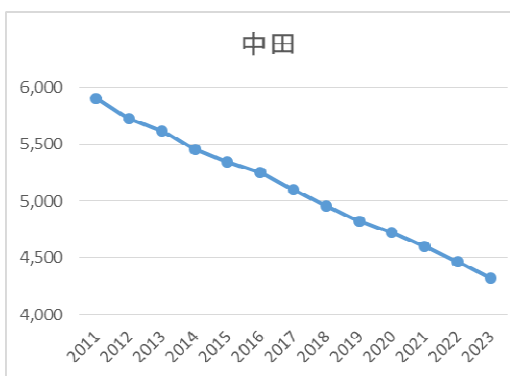
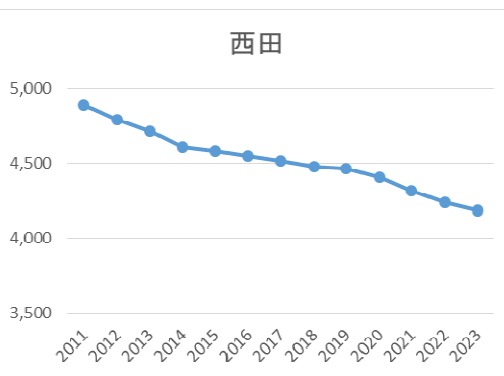
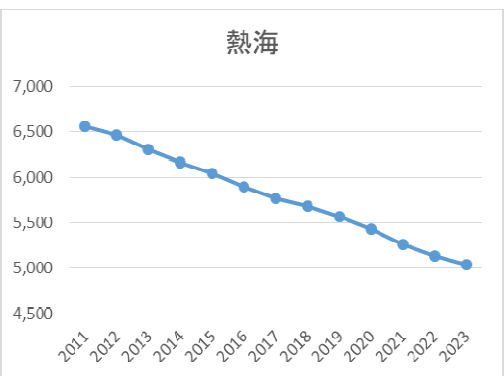
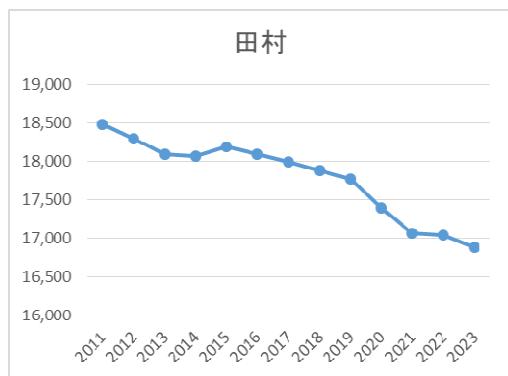
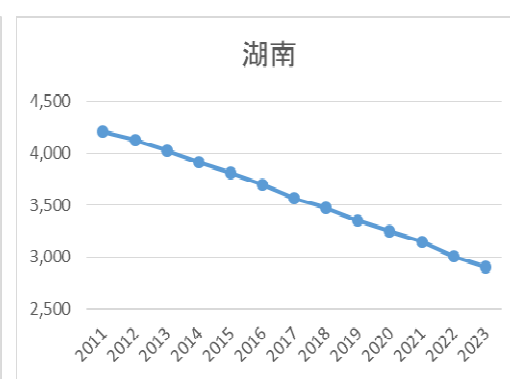
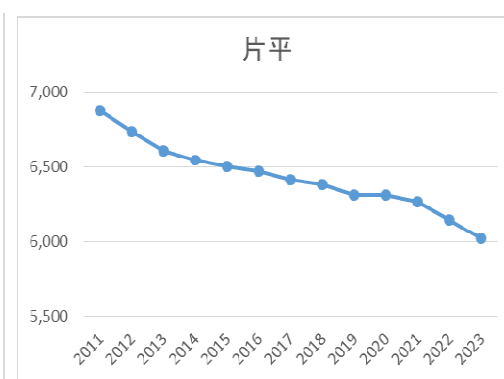
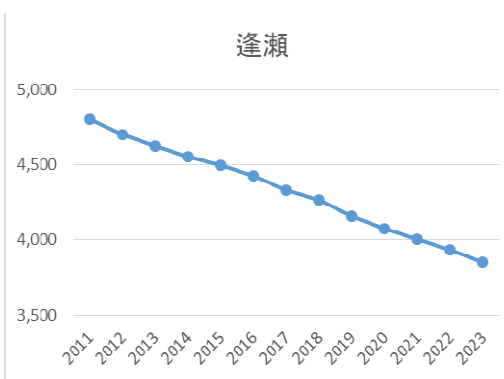
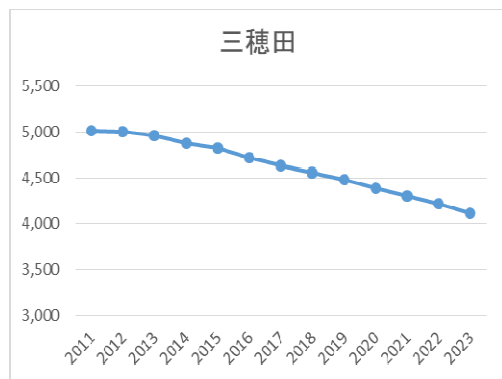
※「旧市内・富田・大槻＝平成29（2017）年度以降、行政センター設置条例で定める地区ごとに集計」



5. 郡山市立公民館を取り巻く状況

【参考】町字別地区別人口推移（「DX戦略課発行：住民基本台帳に基づく町（字）別人口、各年1月1日現在」から作成）

◆2011～2023年度まで、当ページに掲載した地区の人口は全て減少。



6. 郡山市立公民館施設整備基準（案）

現行個別計画の評価・方向性（1・2ページ）に、現状等（3～13ページ）を加え、今後の施設の在り方を見える化



郡山市の将来を担う子ども・孫・ひ孫たちへ、より良いかたちで市の資産を引き継ぐため、
これからの100年に向けて公民館施設の在り方「郡山市立公民館整備基準」を策定

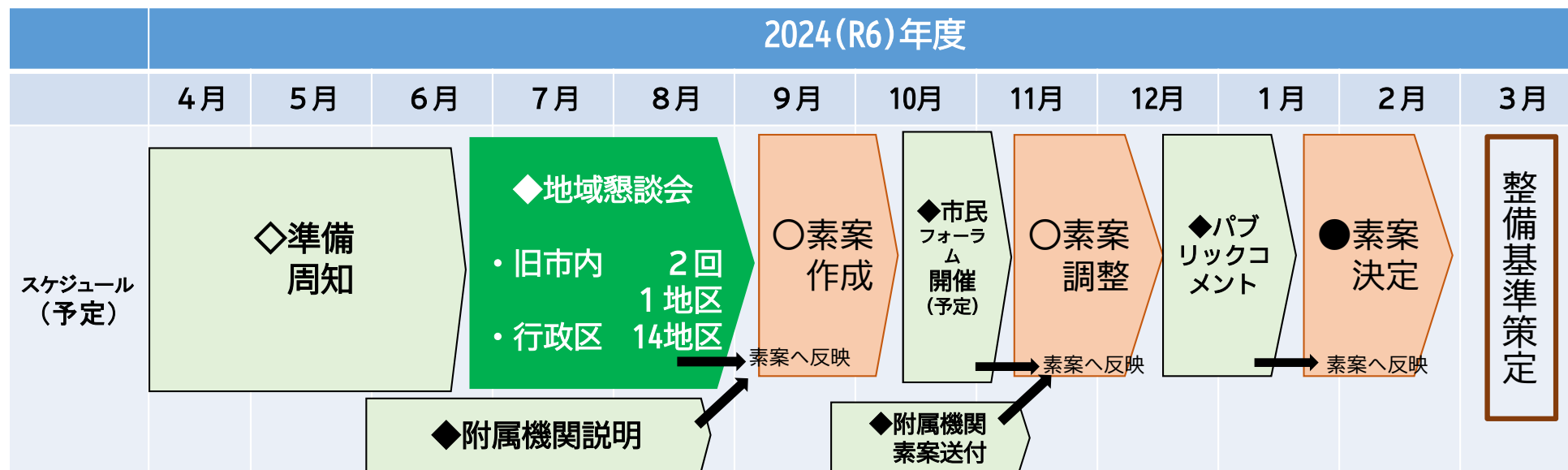
【郡山市立公民館施設整備基準（案）】

種別	館数(97館)	評価（公表済み）	全体の方向性（例）
地区館	14館	集約化・複合化	①長寿命化 → 状況に応じて → ②複合化
地域館	26館	集約化・複合化	①集約化 → ②複合化 → ③長寿命化
分館 (集会所併設・ 他部局所管除く)	28館	民間活用 (地域への譲渡を含む) ※河内分館（河内ふれあいセン ター）のみ集約化・複合化	①民間活用 地域譲渡 (無償)含む → ②市他部局 へ用途替え → ③本館等 へ統合 → ④後利用 等検討
集会所 併設分館	19館	—	「併設分館」解除 → 「集会所」として使用
分室	7室	多機能化	多機能化(本館等へ集約) → 後利用等検討
体育館	3館	多機能化	集約化(機能統合) → 後利用等検討



整備基準策定後、原則建築年度の古い施設順から詳細な状況（施設周辺の地区将来人口、利用状況、近隣施設の状況、維持費改修費等）を確認し、当該施設の個別計画等を策定

7. 今後のスケジュール



○ 基準策定のための「地域懇談会」実施地区

旧市内（本庁2回、緑ヶ丘）

行政区（富田、大槻、安積、三穂田、逢瀬、片平、喜久田、日和田、富久山、湖南、熱海、田村、西田、中田）

地区懇談会、パブリックコメントでの意見を集約・素案へ反映



「郡山市立公民館施設整備基準」を策定

【参考】公民館の位置づけ 「公民館は、教育基本法や社会教育法により位置付けられた公共施設」です

出典：
文部科学省チラシ「公民館」

教育の目的

教育基本法では、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされています。

さらに、社会教育については、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とされています。（教育基本法第1条、第12条第1項）

社会教育の定義

社会教育法では、社会教育とは、「学校教育法（略）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。（社会教育法第2条）

公民館の目的

公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられています。（社会教育法 第20条）

公民館の設置と運営

「公民館は、市町村が設置する」とされており、定期講座の開設や、討論会・講習会・講演会等の開催、図書・記録・模型・資料等を備え、その利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会の開催、各種団体・機関等との連絡、その施設を公共利用に供すること等を行うとされています。（社会教育法 第21条第1項、第22条）

「公民館の設置者は、(略)公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。」や「公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。」とされています。（公民館の設置及び運営に関する基準 第7条）